

## 未利用材等活用システム構築支援事業実施要領

制定 令和6年1月24日付け5信木利第105号  
一部改正 令和6年6月6日付け6信木利第52号

### (趣旨)

第1 この要領は、木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めることを目的とした未利用材等活用システム構築支援事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2 個々の事業種目に基づく実施基準については、別表1の基準のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

### (補助事業者)

第3 補助事業者は、民間事業者・団体等（国又は地方公共団体を除く。）のうち、あらかじめ作成した未利用材等活用システム計画（以下「活用計画」という。）に参画事業体として位置付けられた者（以下「事業主体」という。）とし、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- (2) 政治的な活動及び宗教活動を目的とする団体であること

2 事業主体は、事業実施後3年間は活用計画に沿って未利用材を含めた森林資源の活用を実施・検討する旨の協定をあらかじめ活用計画の参画者同士で結ぶものとする。

### (未利用材等活用システム計画)

第4 事業の実施に当たり、事業主体のうち代表となる事業者は、様式第1号により活用計画の作成を行い、別表2を確認の上、別に定める期日までに様式第2号により林務部長（以下「部長」という。）に提出し、様式第3号によりその承認を受けるものとする。

- 2 活用計画の作成に当たっては、次の各号に合致するほか、事業主体間で十分な調整を図り作成するものとする。なお、活用計画の提出を予定する場合、事業主体のうち代表となる事業者は、あらかじめ別に定める期日までに、様式第4号により計画作成表明書を部長に提出するものとする。
  - (1) 事業主体のうち代表となる事業者は、川上、川中、川下の区分は問わない。
  - (2) 1計画ごとの補助金予定額の上限は、20,000千円とする。
  - (3) 活用計画は、2事業体以上で構成するものとする。また、参画事業体のうち1事業体は川上の素材生産事業者等を構成員として含めるものとする。事業体は複数の活用計画に参画することはできるが、補助金の申請については、いずれかの1計画においてのみとし、他の活用計画では参画のみ可能とする。
  - (4) 計画する林地残材を含めた未利用木質資源の活用は、県内で消費することを目的としたものを対象とする。
  - (5) 様式第1号の5の(1)のサプライチェーンの立上げ及び初期の運営(関係者の打合せ等)経費についての項目は、必ず記載するものとする。ただし、経費の有無は問わない。
- 3 第1項の承認を受けた後、事業主体は、活用計画に沿った事業を実施するに当たって補助金交付申請をすることができる。なお、サプライチェーンの立上げ及び運営経費について申請できる者は、事業主体のうち代表となる事業者に限るものとする。
- 4 部長は、第1項の承認に当たっては、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認するとともに、別に定める未利用材等活用システム構築支援事業選定委員会に選定を依頼し、その選定結果等を踏まえるものとする。
- 5 事業主体は、部長からの依頼があった場合、必要な書類等により活用計画の概要を説明するものとする。
- 6 部長は、活用計画承認後、様式第5号により事業主体の所在市町村等を所管している域振興局長へ承認した旨を通知する。
- 7 事業主体のうち代表となる事業者は、事業実施後、別に定める期日までに活用計画の実施結果を部長へ報告するものとする。

(実施計画書)

- 第5 事業主体は、第4第1項の承認後、未利用材等活用システム構築支援事業実施計画書(様式第6号、以下「実施計画書」という。)を作成し、必要書類を添付の上、様式第7号により部長に提出するものとする。
- 2 部長は、前項の規定により提出のあった実施計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、様式第8号により承認するものとする。

(早期着手等)

- 第6 事業主体は、活用計画承認後、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手する

ことはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、補助金交付の決定前に補助対象となる事業への着手（以下「早期着手」という。）について、部長の同意があったときには、この限りではない。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
  - (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
  - (3) 早期着手により増額防止が予想できるとき。
  - (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- 2 事業主体は、早期着手をしようとするときは、様式第9号により早期着手協議書に実施計画書を添えて部長に提出するものとする。
- 3 部長は、前項の協議があり、第1項各号のいずれかに該当し、適当と認められるときは、次の条件を付して様式第10号により早期着手に同意する。
- (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧等の責は、事業主体が負うこと。
  - (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。
- 4 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、様式第11号により速やかに変更報告書を作成し、様式第12号により部長に提出するものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

- 第7 部長は、第5第2項の規定による承認をしたときは、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き、活用計画及び予算の範囲内で事業主体に様式第13号により補助金の内示をする。
- 2 前項の内示を受けた事業主体は、速やかに様式第14号により未利用材等活用システム構築支援事業補助金交付申請書に関係書類を添付して部長に提出する。
- 3 事業主体は、前項の申請書の提出に当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 部長は、第2項の申請書の内容を審査の上、要綱に規定する条件のほか以下の条件を付して様式第15号により補助金の交付決定をする。
- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、補助金総額の増又は3割を超える減が生じる場合は、速やかに部長に申請してその承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに部長に申請してその承認を受けること。
  - (3) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当で

ある場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに支出に関する証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管するとともに、当該事業により財産を取得した場合は、その取得事業名、取得価格、処分制限期間、処分状況、補助金額取得時期その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかなければならないこと。
- (5) 処分制限期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において、当該処分により収入があったときは、その収入の全部を県に納付させることがあること。
- (6) 事業主体が、上記条件に違反した場合又は規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(計画および補助金額の変更)

第8 実施計画の変更は、次の区分ごとに必要な手続を第9に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

(1) 重要変更

ア 実施計画毎の補助金総額の増又は3割を超える減が生じる場合は、あらかじめ様式第16号により変更承認申請書を部長に提出するものとする。

イ 部長は、アの申請があった場合は、内容を審査し、災害その他、申請者の責に帰さない事由によりやむを得ないものと認められる場合は、様式第17号により活用計画の全体額の上限の範囲内及び予算の範囲内で変更承認を行う。

(2) 軽微な変更

第1号に該当しない変更が生じるときは、速やかに様式第18号により変更報告書を提出するものとする。なお、現場完了時等に明らかとなった変更で、第1号に該当しないものは、第10に規定する実績報告書によることができる。

(3) 契約報告

ア 事業主体は、入札などにより契約を締結したときは、速やかに契約書(工事請負契約書、委託契約書等)の写を添えて様式第18号により変更報告書を部長に提出するものとする。

イ アにより補助金総額の増又は3割を超える減をする必要がある場合は、第1号に基づき変更を行う。

(4) 変更内示

部長は、(1)、(2)又は(3)により内示額の変更が必要な場合は、様式第19号により変更内示をする。

2 事業主体は、実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、様式第20号により当該申請に係る補助金変更交付申請書を部長へ提出するものとする。

3 部長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、様式第21号により補助金の変

更交付決定をする。

- 4 事業主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、様式第 22 号により消費税仕入控除税額集計表を添付して報告及び申請しなければならない。

(事業の中止、廃止、完了期限延長)

- 第 9 事業主体は、事業の中止及び廃止及び完了期限延長をしようとするときは、要綱第 5 第 2 号及び第 3 号により、中止（廃止）承認申請書又は完了期限延長承認申請書を、部長に提出するものとする。ただし、第 16 による繰越承認を受けたものについては、この限りではない。
- 2 部長は、前項の規定により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、承認する。

(実績報告書)

- 第 10 事業主体は、事業が完了したときは、様式第 23 号により未利用材等活用システム構築支援事業実績報告書に必要な書類、その他部長が特に必要と認めた書類を添えて部長に提出するものとする。
- 2 第 7 第 3 項のただし書に規定する場合に該当して申請をした事業主体は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。
- 3 現地の作業が完了している場合であって、次の①～③のいずれかに該当し、実績報告書提出前に実績の確認を要する場合、事業主体は、未利用材等活用システム構築支援事業事前調査依頼書（様式第 24 号（以下「調査依頼書」という。））に必要な書類、その他部長が特に必要と認めた書類を添えて部長に提出することができる。この場合、部長は、実績報告書等の受理前であっても、第 11 に規定する調査に準じた事前調査を行うものとする。
  - ①積雪や下方道路の通行止め等により現地確認が困難になると見込まれる場合
  - ②事業着手に伴い、作業完了したものを使用することで完了確認が困難になると見込まれる場合
  - ③その他、早期に現地確認が必要と認められる場合

(調査)

- 第 11 部長は、事業主体から次に掲げる書類の提出があったときは、当該職員に調査を行わせるものとする。
  - (1) 第 10 第 1 項に規定する実績報告書
  - (2) 補助金の概算払請求書
  - (3) 第 10 第 3 項に規定する調査依頼書
- 2 前項の調査を実施したときには、様式第 25 号により未利用材等活用システム構築支援

事業調査調書を作成するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第 12 要綱第 9 に規定する補助金の交付（概算払を含む。）の請求は、木材関係事業（未利用材等活用システム構築支援事業）補助金交付（概算払）請求書による。
- 2 要綱第 9 に規定する概算払の請求額は、事業の出来高が 60 パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の 50 パーセント以内の額、出来高 60 パーセント以上の場合にあっては、出来高に対応する補助金相当額の 90 パーセント以内の額とする。
  - 3 前項の規定による概算払いの回数は 2 回までとする。
  - 4 部長は、概算払請求があったときは、第 11 の調査により、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(財産処分)

- 第 13 事業主体は、補助金交付の目的に従い、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって財産を管理（善管注意義務）する。また、事業により取得し、又は効用を増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の財産は除く。以下同じ。）を、要綱第 10 第 1 項に規定する期間においては、部長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 事業主体は、事業により取得し、又は効用の増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用又は担保に供しようとするときは、要綱第 10 第 2 項の規定による申請書を部長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
  - 3 部長は、前項の規定による申請書の提出があったときには、内容を調査、確認し、やむを得ないものと認められるときには、承認を行うものとする。

(事故報告)

- 第 14 事業主体は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象となる財産に事故があったときは、部長に届出するものとする。
- 2 部長は、前項の届出を受けたときには、必要に応じて調査することとする。

(機械施設等の表示)

- 第 15 補助事業により取得した施設、機械等を管理する者は、当該施設、機械等に次のとおり表示をするものとする。
- (1) 機械等は、見やすい場所に「令和 5 年度未利用材等活用システム構築支援事業」、「管理主体名」等を表示する。
  - (2) 施設等は、「令和 5 年度未利用材等活用システム構築支援事業〇〇施設」、「管理主体名」等を表示する。

(繰越)

第 16 事業主体は、第 7 第 4 項の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。ただし、避け難い事故その他やむを得ない理由により部長が認めたときは、この限りではない。

2 事業主体は、繰越を必要とするときは、様式第 26 号により未利用材等活用システム構築支援事業繰越承認申請書を、事業実施年度中に部長に提出するものとする。

3 部長は、前項の申請書の提出があった場合において、第 1 項ただし書に規定する理由があると認めるときは、事業主体に対し、様式第 27 号により繰越承認するものとする。

(県の施策への協力)

第 17 事業は、林地残材等未利用材を含めた森林資源の新たな活用法を検討するための支援事業である。そのため、この事業中及び実施後、事業主体は、事業の実績及び事業実施後の成果等について、部長から今後の森林資源の活用方法の検討のために必要な資料の提出を求められた場合、協力しなければならない。長野県が別途委託した調査会社等から調査する場合等も、同様とする。